

**職場実態に踏まえた施策とするために  
東日本ユニオンに結集し、一緒に取り組もう！**

## 「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化」に関する 第3次申し入れを提出

3月2日に提案を受けて以降、東日本ユニオンは団体交渉を通じて施策実施の背景や目的、施策の進め方など、経営側との議論を重ねてきました。なかでも施策の実施にあたっては、5月22日に開催した申第12号「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化に関する第2次申し入れ」の団体交渉で「具体的な中身は地方の状況を踏まえながら議論していくこと」を確認してきました。

しかし、保線職場をはじめとする各機関と綿密に連携を図るなか、各地方での団体交渉で現場実態を踏まえずに「実施日ありき」で施策を進めようとしている現状が明らかになりました。

私たちがこの間、繰り返し主張しているように、安全で働きがいの持てる保線職場とするためには「実際に施策を担う社員の意識や地方・職場の実態を考慮した施策とするべきである」との考え方から、本日6月6日、申第15号「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化に関する第3次申し入れ」を経営側に提出しました。

1. 本施策の実施日については、それぞれの支社・地方の実態を考慮し実施すること。
2. 「線路設備モニタリング」導入にあたり、トライアル線区を含めた「モニタリング装置」の車両取付状態確認の保守区分及び車両側の点検内容を明らかにすること。  
また、装置の車両取付状態の確認を早急に実施すること。
3. 本施策実施に伴う人事異動については、社員の居住地や家族状況、本人希望など把握をおこない反映すること。
4. 本申し入れに対する回答は、平成30年6月13日までとすること。

**労働組合だからこそ、組合員の意見を  
施策に反映させることができる！**